

パンダ誘致に係る Wi-Fi データを活用した人流分析業務委託の公募に係る説明書

「パンダ誘致に係る Wi-Fi データを活用した人流分析業務委託」に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結については、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日

1 主催者

いばらきパンダ誘致推進協議会（事務局 茨城県営業戦略部観光物産課観光戦略担当内）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
電 話：029-301-3617 F A X：029-301-3629
メール：kanbutsu1@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務概要

- (1) 名 称 パンダ誘致に係る Wi-Fi データを活用した人流分析業務委託
- (2) 目 的 仕様書のとおり
- (3) 内 容 仕様書のとおり
- (4) 期 間 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで（予定）
- (5) 見積限度額 1,056,000 円以内（税込）

※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく、競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同上第 3 号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ア 企画提案提出書（様式第1号） 1部
- イ 資格要件に係る申立書（様式第2号） 1部
- ウ 企画提案書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部）

なお、副本は提案者が特定できないようにすること。

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

①実施方針	
②調査・分析	・調査項目及び調査方法の内容（情報収集に係る方針、対象、方法について記述すること） ・調査結果の分析方法（客観性の高い結果が得られる理由について記述すること）
③業務実施体制、作業工程	・当該事業を実施するにあたっての実施体制、作業工程
④自由提案	・その他、成果品の質を高めることのできる独自の提案があれば付記すること

- エ 見積書（任意様式） 1部
※仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること。（税込）
- オ 会社概要（パンフレット等） 1部

(2) 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

いばらきパンダ誘致推進協議会事務局（茨城県営業戦略部観光物産課観光戦略担当内）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁4階

5 プレゼンテーション 実施しない

6 業務委託者の選定

(1) 選定方法

協議会事務局内に設置する審査委員会において、提出された企画提案書を下記(2)の評価項目に基づき、審査したうえで決定する。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性	提案内容に具体性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるか。
⑤総合評価	提案内容から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- イ 審査の内容については、一切公表しない。
- ウ 結果についての異議申し立ては、一切認めない。

(4) 業務委託の方法

協議会は、上記(1)に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

なお、採案を必要に応じ修正する場合がある。

(5) その他

- ア 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- エ 採択された企画提案書の著作権は、協議会に帰属する。
- オ 契約書作成の要否 「要」
- カ 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和5年6月9日(金)午後5時まで、協議会への電子メール(様式第3号)にて受け付ける。

なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

アドレス : kanbutsu1@pref.ibaraki.lg.jp

※件名(subject)は『パンダ誘致公募質問』と記載してください。

以 上